令和元年度さぬき市教育委員会第１０回定例会会議録

１　日　　時	令和２年１月２８日（火） 開　会　　午後　１時２７分 閉　会　　午後　２時３２分		
２　場　　所	寒川庁舎３０１会議室		
３　出席状況	出席委員	教育長	安藤　正倫
		委員	徳田　二三男 廣瀬　強 多田　俊 西尾　由香
	欠席委員		得丸　慶子
	事務局	教育部長	中野　敏記
		教育総務課長	間嶋　文一
		学校教育課長	冨田　克美
		幼保こども園課長	多田　千稔
		人権推進課長	山田　謙二
		教育総務課課長補佐	高西　恵（会議録作成者）
	その他説明等のため出席した者		なし

４　会議に付した議案及び審議結果

日　程	議案番号	件　　名	審議結果	公開状況
日程第１		会期の決定について	―	公開
日程第２		会議録署名委員の指名について	―	公開
日程第３		令和元年度さぬき市教育委員会第９回定例会会議録の承認について	原案承認	公開
日程第４		教育長の報告	―	公開
日程第５	報告第 26 号	さぬき市就学援助費支給要綱の一部改正について	原案承認	公開
日程第６	報告第 27 号	さぬき市奨学生の選考に係る所得基準について	―	公開
日程第７	議案第 19 号	さぬき市適応指導教室設置要綱の一部改正について	原案可決	公開
日程第８	議案第 20 号	さぬき市公民館条例施行規則の一部改正について	原案可決	公開
	議案第 22 号	教育財産の用途廃止について	原案可決	公開
	議案第 23 号	教育財産の用途廃止について	原案可決	公開
日程第９	議案第 17 号	令和２年さぬき市議会第１回定例会に提案する教育関係議案の意見について（さぬき市少年育成センター条例の一部改正）	原案可決	非公開
日程第 10	議案第 18 号	令和２年さぬき市議会第１回定例会に提案する教育関係議案の意見について（さぬき市公民館条例の一部改正）	原案可決	非公開

日程第 11	議案第 21 号	さぬき市教育委員会表彰について	原案可決	非公開
資料説明				

5　会議録署名委員	安藤　正倫、多田　俊
6　特記事項	閉会後、寒川第２庁舎施設の視察を行った。
7　会議内容	

開　会	
教育総務課長	それでは、ただ今から、令和元年度さぬき市教育委員会第１０回定例会を開会いたします。開会に当たり、廣瀬委員からご挨拶をお願いいたします。
委員	（挨拶）
教育総務課長	ありがとうございました。それでは、以後の議事進行につきましては、教育長にお願いいたします。
教育長	それでは、開会いたします。 まず、傍聴申請について、教育総務課長から報告をお願いします。
教育総務課長	傍聴申請はありません。
教育長	ここで、議案第１７号及び議案第１８号は、さぬき市議会第１回定例会に提出する教育関係議案の意見に係る案件であり、現時点で、市議会への提出前の案件であることから、非公開とすべきと思います。 また、議案第２１号「さぬき市教育委員会表彰について」は、個人情報に関する案件であることから、同じく非公開とすべきと思います。 お諮りします。 議案第１７号、議案第１８号及び議案第２１号の３件の審議については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１４条第７項の規定により、非公開としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。
各委員	異議なし。
教育長	異議なしと認めます。よって、議案第１７号、議案第１８号及び議案第２１号の３件の審議は、非公開で行います。 それでは、本日の議事日程は、お手元の議事日程表のとおりです。 この議事日程について、御異議ありませんか。
各委員	異議なし。
教育長	異議なしと認めます。よって、議事日程については、お手元の議事日程表のとおりとします。
日程第１　会期の決定について	
教育長	日程第１「会期の決定について」に入ります。 本会議の会期は、本日１日限りとしたいと存じますが、これに御異議ありませんか。
各委員	異議なし。
教育長	異議なしと認めます。よって、本会議の会期は、本日１日限りとします。
日程第２　会議録署名委員の指名について	

教育長	日程第２「会議録署名委員の指名について」に移ります。 さぬき市教育委員会会議規則第９条第３項の規定に基づき、本会の会議録署名委員に多田委員を指名します。よろしくお願いします。
日程第３　令和元年度さぬき市教育委員会第９回定例会会議録の承認について	
教育長	日程第３「令和元年度さぬき市教育委員会第９回定例会会議録の承認について」を議題とします。会議録について、事務局から説明をします。
教育総務課長	（会議録の説明）
教育長	ただ今の説明について、御質問等がありましたら発言をお願いします。
教育長	ありませんか。 御質問、御意見等がないようですので、採決を求めます。本案を原案のとおり承認することに御異議ありませんか。
各委員	異議なし。
教育長	異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。
日程第４　教育長の報告	
教育長	日程第４「教育長の報告」に移ります。教育長の報告について、事務局から読み上げてください。
教育部長	報告事項１　教育施設の整備等に係る契約の締結について （教育施設の整備等に係る契約について報告した。） 報告事項２　臨時職員の採用について （前回報告後の臨時職員の採用について報告した。） 報告事項３　教育委員会業務報告 （前回報告後の教育委員会主要業務について報告した。） 報告事項４　その他 （請願・陳情・要望等の受理について報告した。）
教育長	ただ今の報告について御質問等がありましたら順次発言をお願いします。
委員	１月２４日の少人数指導に係るヒアリングについて、研修会で県から少人数教員の持ち方が変わってくるという話がありましたが、反映されているのでしょうか。
教育長	文部科学省の予算では増えるという意見ですが、県教委の話ではそれはおかしいという話であったので、どうなっているのかわかりません。話が進んでいないと思われます。
委員	１月１０日の県教委生涯学習課長協議について、具体的にどのような話でしたか。
学校教育課長	コミュニティスクール導入に向けてさぬき市の現状について聞かれました。学校支援ボランティアの統括会議をしていないとアンケートで回答していましたが、名前は違うが同じ内容のものはしているという説明をしたところ、今後コミュニティスクールを実施するのに支障はないのではないかとの話でした。 教育長からは、文科省が３つの柱をたてているが、コミュニティスクールを

	実施することについて、例えば人事にコミュニティスクールの協議会が介入するであるとか、学校運営方針に介入するのは適当ではないので、徐々に開始したいと回答しましたが、県は、あるものを活用しながらできるだけ早くという要望でした。
教育長	ほかにありませんか。 御質問等がないようですので、次に移ります。
日程第５　報告第２６号　さぬき市就学援助費支給要綱の一部改正について	
教育長	日程第５、報告第２６号「さぬき市就学援助支給要綱の一部改正について」を議題とします。 議案の朗読を省略し、事務局から説明をお願いします。
学校教育課長	（議案の説明）
教育長	本案について、御質問、御意見等がありましたら順次発言をお願いします。
委員	どうしてこんなに急に増えたりするのですか。
学校教育課長	生活保護費関係も改定が行われているように、社会情勢等々に伴ってスライドし、反映しています。
教育長	御質問、御意見等がないようですので、採決を求めます。本案を原案のとおり承認することに御異議ありませんか。
各委員	異議なし。
教育長	異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。
日程第６　報告第２７号　さぬき市奨学生の選考に係る所得基準について	
教育長	日程第６、報告第２７号「さぬき市奨学生の選考に係る所得基準について」を議題とします。 議案の朗読を省略し、事務局から説明をお願いします。
教育総務課長	（議案の説明）
教育長	本案について、御質問、御意見等がありましたら順次発言をお願いします。
教育長	それでは、本案は、報告のみの案件ですので、次に移ります。
日程第７　議案第１９号　さぬき市適応指導教室設置要綱の一部改正について	
教育長	日程第７、議案第１９号「さぬき市適応指導教室設置要綱の一部改正について」を議題とします。 議案の朗読を省略し、事務局から説明をお願いします。
学校教育課長	（議案の説明）
教育長	本案について、御質問、御意見等がありましたら順次発言をお願いします。
教育長	御質問、御意見等がないようですので、採決を求めます。本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。
各委員	異議なし。
教育長	異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第８　議案第２０号　さぬき市公民館条例施行規則の一部改正について 議案第２２号　教育財産の用途廃止について 議案第２３号　教育財産の用途廃止について	
教育長	日程第８、議案第２０号、議案第２２号及び議案第２３号の３件を一括議題とします。 議案の朗読を省略し、事務局から説明をお願いします。
教育総務課長	（議案の説明）
教育長	本案について、御質問、御意見等がありましたら順次発言をお願いします。
委員	新しい役職を置くということですね。
教育総務課長	はい。規則については、公民館がなくなり廃止となるので、公民館活動指導員という位置づけを行い、館長と同等の身分としています。寒川農村環境改善センターを主とした公民館活動、地域の活動を行いますので、その対応等を行ってもらいます。
委員	寒川公民館がないため、館長と同等の公民館活動指導員を置くということで、館長と別に指導員を置くというのではないのですね。 名称はこれしか考えられなかったのですか。
教育総務課長	農村環境改善センターの所長とすると他の施設との絡みが出てきます。他にも改善センターがあり所長を置くことができますので。 業務内容は変わりません。社会教育事業における公民館活動指導員としての配置を考えています。
教育長	職務内容は変わらないが、名称が変わるということですね。
教育総務課長	はい。公民館がなくなる関係上、寒川公民館長として配属できないので。 指導員については会計年度任用職員となりますので、規則で職種を明記しており、そちらと整合を図っています。
委員	先ほどの説明で、改善センター等とありましたが、等は何を指すのですか。
教育総務課長	調理室がないので、旧神前小学校の特別棟を現在地域の方が使用されていますが、公民館としての位置づけができないので、「等」としています。 旧学校施設の施設として使っていますが、活動内容としては地域の婦人団体などの社会教育活動に使われていますので、公民館活動等と言えます。公民館という名称ではありませんが。
委員	旧神前小学校の鍵の管理はどうしているのですか。
教育総務課長	現在は改善センター事務所で館長や管理員がしています。申請手続きもそちらでお願いしています。
委員	名称として相応しいかどうかは別として、建物がないので、位置づけは必要です。
委員	将来的に公民館は建たないのですか。
教育総務課長	新設の公民館の見込はたっていません。当初、農村環境改善センターを公民館として位置付ける方向で考えていましたが、農水省所管の施設ですので、そちらの関係手続きが終わるまでは、農村環境改善センターであり、先では１つの建物で２つの名称になるように調整中です。

委員	給与は同じですか。
教育総務課長	同じです。
教育長	御質問、御意見等がないようですので、採決を求めます。 まず、議案第２０号「さぬき市公民館条例施行規則の一部改正について」をお諮りします。本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。
各委員	異議なし。
教育長	異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。 続いて、議案第２２号「教育財産の用途廃止について」をお諮りします。本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。
各委員	異議なし。
教育長	異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。 続いて、議案第２３号「教育財産の用途廃止について」をお諮りします。本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。
各委員	異議なし。
教育長	異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。
資料説明	
教育長	ここで、資料説明を行います。補足説明がある場合は、担当課から説明をお願いします。
（１）　要保護及び準要保護児童生徒の認定状況について	
（２）　区域外就学等について	
（３）　卒業式（修了式）、入学式（入園式）の日程について	
教育長	それでは、非公開審議に移ります。
日程第９　議案第１７号　令和２年さぬき市議会第１回定例会に提案する教育関係議案の意見について（さぬき市少年育成センター条例の一部改正）	
	・・・(非公開審議)・・・ 審議の結果、原案のとおり可決された。
日程第１０　議案第１８号　令和２年さぬき市議会第１回定例会に提案する教育関係議案の意見について（さぬき市公民館条例の一部改正）	
	・・・(非公開審議)・・・ 審議の結果、原案のとおり可決された。
日程第１１　議案第２１号　さぬき市教育委員会表彰について	
	・・・(非公開審議)・・・ 審議の結果、原案のとおり可決された。

資料説明	
（１）　香川県教育委員会表彰について	
	香川県教育委員会表彰について説明した。
教育長	非公開を解きます。
○　次回教育委員会定例会の日程について	
	第１１回：令和２年２月２５日（火）午後１時３０分開会で決定した。
閉　　会	
教育長	それでは、以上で令和元年度さぬき市教育委員会第１０回定例会を終わります。

さぬき市教育委員会会議規則第９条第２項の規定に基づき、署名します。

令和２年　　月　　日

さぬき市教育委員会

教　育　長

委　　員